平成２８年（フ）第１１１９号
千葉県市川市国府台１丁目２番４棟433号(県営住宅国府台団地)
債務者　大和田　学
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１３０号
千葉市若葉区大宮町2880番地108
債務者　佐久間さおり（旧姓段木）
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１３１号
千葉市若葉区みつわ台２丁目11番19号　アーバンクロコ201号
債務者　山下　卓也
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１６９号
川崎市高津区千年981番地　温海ハイツ　202
債務者　井上　真弓
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４５２号
川崎市高津区新作６丁目６番２号　ペアハウス若林　205
債務者　立花　鐵美
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５０４号
川崎市宮前区平６丁目10番38―103号　サンヒルズ宮前平
債務者　傳法　清治
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５２９号
川崎市麻生区千代ケ丘８丁目14番10号　アゼリアガーデンズ千代ヶ丘　Ｄ－２
債務者　宮本順一郎
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５３６号
川崎市麻生区東百合丘２丁目20番４号　ファイン東百合ヶ丘Ⅰ　202
債務者　富田　佐智（旧姓伊崎）
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５４８号
川崎市多摩区菅４丁目７番60号　ペアーパレスＢ　201
債務者　菅原　ヤヘ
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５５９号
川崎市川崎区日ノ出１丁目14番14号　倉形荘208
債務者　工藤としゑ
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５６７号
川崎市高津区千年58番地　グリーンテラス千年　202
債務者　倉澤　克己
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５８０号
川崎市高津区明津120番地　ドエルアキモト107、前住所川崎市宮前区白幡台１丁目13番地12　ローレル白幡　303
債務者　島田美穂子（旧姓宮坂）
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５９４号
川崎市川崎区日進町17番地２　スカイコート川崎第Ⅱ　803
債務者　庄子　　泉
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３０６号
新潟市西区鳥原2555番地　笹川借家９号
債務者　笹川恵美子
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１５号
新潟市東区江南３丁目７番地１、前住所新潟市東区若葉町１丁目15番23号
債務者　吉澤　杏奈（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１６号
新潟市西区東青山１丁目９番地12
債務者　熊谷　秀樹
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２８号
新潟市中央区新和１丁目３番11号　コーポ翡翠105
債務者　橋本トミエ
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
新潟地方裁判所民事部